

# グローバル時代に対応する スキー場の安全管理

(一財)日本鋼索交通協会 理事／全国スキー安全対策協議会 理事

有元 崇浩



## 1. 安全管理の変遷と「安全の哲学」

1985年～1995年頃、いわゆる「スキーバブル」期は、スキー人口がピークに達し、リフトには長蛇の列ができました。利用者の急増は事故件数の増加に直結し、全国统一の安全基準を策定することが喫緊の課題となりました。この頃の安全管理の基盤は、国内のスキー場のほとんどが加盟をしている、日本鋼索交通協会が事務局を務める、全国スキー安全対策協議会が1989年に策定した「国内スキー等安全基準」でした。

その後、スノーボードなどの新しい滑走具の普及やスキーヤー自身の嗜好が多様化し変化したことで、時代に即した新しい安全基準が必要であるということで、スノースポーツ安全基準が制定された経緯があります。

この基準は、日本のスノースポーツの安全におけるバイブルであり、その策定の裏には、一人の情熱的な法律家である、坂東弁護士(2020年逝去)なしでは語ることはできません。坂東弁護士は日本鋼索交通協会(日鋼協)の顧問弁護士として、時代に即した安全基準の必要性を唱え続け、安全基準検討委員会を全国スキー安全対策協議会(ス安対)に立ち上げ、あらゆる雪上のスポーツを含めた「スノースポーツ」という言葉を用いた「スノースポーツ安全基準」の策定に尽力し2013年に完成にたどり着きました。

この「スノースポーツ安全基準」を完成させた坂東弁護士は、スノースポーツ裁判だけでなく、新潟水俣病第二次訴訟弁護団長も務められた方であり、自らスキー指導員の資格を持つ真のスキー愛好家であったことから、事故発生時には一目散に現場に駆けつけ、スキー場側・事故当事者どちらにも偏見なく原因究明にあたるような真のプロフェッショナルでした。私自身が初めて坂東弁護士と出会ったのも、「事故の情報が入ったから来たよ」というような感じで、自らの意思で事故現場に急遽来ていただき、その救助に携わった私への聞き取りの時でした。スキー場の支配人時代には、私自身が弁護士事務所に通い、スノースポーツの安全について多大な指導を受けた経緯があります。

そのような関係から、スノースポーツ安全基準の検討委員会にも少し関わらせていただきました。

坂東弁護士のおこなってきた数ある提言の中でも、印象に残っているのは、「過剰な防護マットの撤去」でした。



2002年頃に坂東弁護士が撮影

かつてはコース内のあらゆる立木にマットが巻かれる傾向がありましたが、先生は「ネット・ロープ・マット試論」<sup>※1</sup>や様々な講習会では、「立ち木や支柱は動いていないのです。動いているのはスキーヤーの方なのです。スキーヤー・ボーダーには目があるのですから、余裕をもって障害物を避けて滑らなくてはならないし、「障害物」との衝突の責任はほとんどの場合、スキーヤー・ボーダーの側になります。」というものであり、過保護な状況がスキーヤー自身の安全に対する意識を低下させてしまい、スキー本来の楽しみ方から遠ざかる可能性を危惧されました。

この提言は、人工構築物（降雪機、支柱等）への対策を確実におこない、自然の立木を残すという現在の日本らしい美しい景観と、パウダースノーを楽しむ環境を確立した、安全哲学の転換点だったと思います。

日本のスキー産業が、国際的な注目を集める今、我々スキー場の安全管理のプロフェッショナルには、坂東弁護士が残した安全への哲学とグローバルスタンダードを見据えた現場力の強化が求められているような気がしています。

## 2. 「安全の哲学」から「協働作業」へ

「スノースポーツ安全基準」が完成したからと言って、安全が担保されるわけではありません。

坂東先生が説いた「安全哲学」は、「安全はスキー場管理者と利用者の協働作業によって成立する」という考え方の根幹となっています。

スキー場が安全管理をおこなっているとしても、スキーヤーは、様々な危険と隣り合わせであることを理解しなければなりません。なぜなら、スノースポーツは、自らの技術で滑走するものであり、技術を超えるシチュエーションや複雑な自然環境下ではおのずと危険度が高まりますし、自然環境はスキー場とスキー場以外の境界を持ち合わせていないからです。

つまり、少しでもスキー場で安心・安全を担保するためには、スノースポーツ安全基準に書かれているように、スキー場側が「スキー場管理者の責務」を果たすことと、スキーヤー自身がリスクを理解し自己判断を適切に行い、個人の技量に適合した楽しみ方をするために「スキーヤーの責務」を遵守する必要がある、いわゆる「協働作業」によって初めて実現するものだからです。



スノースポーツ安全基準の内容が網羅されているマップ例

この「協働作業」が必要であるという論説は、「スノースポーツ安全基準」の条文だけでは、直接的に書かれていないため、内容が伝わりにくい可能性があります。そうならないために、条文ごとに解説を付け、判例や学説などを整理して理解しやすくするために、中央大学の布目靖則教授によって「スノースポーツ安全基準コンメンタール」※2において、初めて「協働作業」が必要であるということを具体的に示されました。このスキーヤーとスキー場管理者の協働の具体的な接点となる一つとして、スキー場マップやフィールドでの看板などがそれにあたります。「スノースポーツ安全基準」には、スキー場管理者の責務として、マップに記載すべき内容が明確に定められています。スキーヤーは、初めて行くスキー場はもちろん、ホームグラウンドであっても、天候や雪面の状況は刻々と変化するため、マップや設置されている告知板（SNS含む）を確認し、標識に従うなど自ら情報を得て、楽しむ姿勢こそが、滑走者の安全責務であり、本当の安全につながるのです。

### 3. グローバルスタンダードに応える現場力

スキー場管理者は、スキー場内での事故は全く望んでいないにも関わらず、事故の軽・重に関係なく100%防ぐことはできないことです。最近の傾向として海外からの利用者が増え、文化も考え方も、そして体験してきたスノーフィールドの環境も大きく異なる人々が、日本のパウダースノーを求めて来日してくるわけですから、これまでの安全管理や安全対策、そして傷病者への対応もグローバル化していくことが日本のスキー場に求められていると思われまます。

近年、自然地形を滑るツリーランや非圧雪コースが人気を集めていますが、大きな斜面変化やツリーウエル、沢やクラストなどの滑走しにくい場面等、今までのように圧雪されたところだけでないわけですから、フィールド環境も多岐にわたり救助活動も今までよりも複雑化しています。

このような、造成されていない自然環境要素の多いコースでは、そうしたシチュエーションなりの技術が必要となります。

例えば、新雪・深雪での転倒や立ち木衝突による窒息状態や脊髄損傷の疑いがある負傷者への対応は、不安定な雪上という状況の中で、二次被害を防ぎながら適切な対応をする必要があります。心肺蘇生（BLS）等の応急手当の効果を高めるために、適切な方法でバックボードに載せ、必要な対応を行いながら、様々な雪質の中で立ち木等の障害物を避け、急斜面を搬送していくという高度な技術が求められます。

体験談として、海外では30年ほど前からスキー場で運用されていたバックボードが近年国内でも一般的になりつつあります。しかし、装備していないスキー場もあるでしょうし、適切な運用技術を習得せずに利用しているケースもあるような気もしており、インバウンドが増加する今、従来の資格取得だけでなく、より実戦的なレベルの高い現場技術の標準化がスキーパトロールに不可欠だと感じています。



バックボードとログリフト技術



難易度の高いツリーランコースでの搬送

## 4. 信頼を築く「究極のおもてなし」

私たちスキー場安全管理者は、個人のスキーマーの動きを操作できない以上、事故を100%防ぐことは不可能であることを知っています。しかし、リフト等の設備には法的基準がある一方、ゲレンデ（フィールド）の安全管理には明確な法令が存在しません。前述の「スノースポーツ安全基準」は、これまでも事故が発生した際のスキーマーおよびスキー場管理者の責任の有無と軽重を判断する基準となっていますが、法令ではありません。フィールドでの事故に関して確立された法令が存在しないということは、スキー場利用者から様々な個人的ご意見に対して、法令にのっとった対応ができないということとなり、スキー場にとっては、軽視できないことだと思われれます。

冒頭で坂東先生のことを紹介しましたが、坂東先生は、2006年にコロラド州のウインターパークスキー場を視察した際に、コロラド州の弁護士でコロラド州スキー安全法にかかわったピーターリーツ弁護士と出会い、国内においても市町村が独自に制定できる条例のような形でルールを公的なものとしてできないかということを考え、そこで当時の野沢温泉村と野沢温泉スキー場のもとで条例制定に着手し、2010年に「野沢温泉村スキー場安全条例」を策定したという経緯があります。

各スキー場が条例を策定することはとてもハードルが高いからこそ、以下の施策を徹底し、スキー場の安全を協働作業で担保しつつ、訴訟リスクを防ぎ、利用者との信頼を築かなければなりません。

- 
- ◆ 事業者・関係者そしてスキーマーに、「スノースポーツ安全基準」の更なる浸透と遵守。
  - ◆ より専門的な知識と高度な技術を持つスキーパトロールの継続的な育成。
  - ◆ 安全管理責任者（運営側）の知識と技術のレベルアップ、  
または、安全管理の専門家への依頼によるリスクマネジメント体制の構築。
- 

独自の安全管理ではなく、スノースポーツ安全基準に基づいた、論理的な安全管理の徹底こそが、国内外すべてのスノーフィールド利用者へ「信頼と安心」を提供する、究極の「おもてなし」になり、この積み重ねが、日本のスキー産業の持続的な発展と国際的な競争力を高めていく道であると私自身は確信しています。

## 有元 崇浩 / ARIMOTO Yasuhiro

(一財)日本鋼索交通協会 理事 兼 スキー場安全対策委員会副委員長  
全国スキー安全対策協議会 理事  
中央大学保健体育研究所客員研究員

---

富良野スキー場及び焼額山スキー場のフィールド安全管理アドバイザー、  
野沢温泉スキースクールのバックカントリー部門の統括など。  
SIAオフィシャルメソッドや1世代前のSAJスキー教程安全編等執筆多数

※1 (文献) スキー場入場者保険連絡協議会「NEWS」第9号より

※2 (文献) 中央大学 保健体育研究所紀要 第32号より

\* 原稿監修：岩代雅樹氏 (スキー場設計から安全管理など多岐にわたる有識者)



スノースポーツ  
安全基準 (PDF)



スノースポーツ  
安全基準  
コンメンタール  
(PDF)